

# 「松江市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定について

## 1. 新型インフルエンザ等対策行動計画

根拠法令：新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

目的)国民の生命、健康を保護し、生活や経済への影響を最小にする

行動計画：平時の準備や有事での対策の選択肢を示すもの

市現計画：策定 H26 ⇒ 改定 H31

## 2. 改定の概要

- ・ R2～R5新型コロナ感染症対策の経験や関係法令の改正を行動計画に反映
- ・ 島根県の行動計画との整合性
- ・ 国:R6.7 改定 島根県: R7.6 改定 ⇒ 本市:R8.2 (予定)

## 3. 改定のポイント

### 1) 対象となる感染症を拡大

#### 【現行】

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②新感染症

#### 【改定後】

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②新感染症
- ③指定感染症

### 2) 感染の波が複数回発生し対応期間が中長期になることも想定し、

対応段階を6段階から3段階(準備期・初動期・対応期)へ変更

#### 【現行】

- 対応期間:数か月程度
- ①未発生期 ②海外発生期
- ③地域内未発生期 ④地域内発生初期
- ⑤地域内感染期 ⑥小康期

#### 【改定後】

- 対応期間:数か月～3年程度
- ①準備期 ②初動期 ③対応期

### 3) 対策項目を6項目から13項目へ再編

#### 【現行】

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 医療
- ⑥ 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### 【改定後】

- ① 実施体制 ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策 ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法 ⑩ 検査
- ⑪ 保健 ⑫ 物資
- ⑬ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### 4) 市対策本部の設置時期を変更

#### 【現行】

緊急事態宣言

#### 【改定後】

国・県の対策本部設置

#### 4. 対策の主な内容

	主な対策内容
準備期 (平時)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染症有事に向けた定期的な訓練や研修</li><li>○ 通常の感染症サーベイランスを実施</li><li>○ 検査体制、予防接種体制について関係機関と確認</li><li>○ 島根県の医療提供体制確保に協力</li><li>○ 予防接種事務のデジタル化を推進</li></ul>
初動期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保健所の有事体制への移行開始</li><li>○ 有事検査体制へ移行し、検体搬送体制を確保</li><li>○ 有事サーベイランスを実施し、情報収集・リスク評価</li><li>○ コールセンターを設置し、相談体制の整備を開始</li><li>○ 島根県の医療提供体制確保に協力</li><li>○ 国が公表した正確な情報を市民へ周知</li></ul>
対応期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染拡大防止対策についての説明・周知</li><li>○ 感染状況に応じた検査、積極的疫学調査、入院勧告措置等の実施</li><li>○ 住民接種の実施</li><li>○ 島根県の医療提供体制確保に係る対策を実施</li></ul>

※13 項目それぞれの対応期ごとの主な内容は別紙「感染症の発生段階別対応の概要」のとおり

#### 5. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 市行動計画改定 令和 8 年 2 月
- ・ 市議会・島根県へ報告 令和 8 年 3 月